

定款変更について（改正 NPO 法に対応）

現在：

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

改正案：

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、**活動**計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。